

教育行政に係る法務相談体制の整備等に係る調査について

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課

(1) 調査の目的

令和2年度より、都道府県及び指定都市教育委員会における弁護士等への法務相談経費として普通交付税措置が講じられたこと等を踏まえ、教育行政に係る法務相談体制の整備等について実態を明らかにし、諸施策の検討・立案のための資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の対象

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会

(3) 調査事項

- ・教育委員会事務局における法務相談体制の整備状況
- ・弁護士等の業務内容
- ・法務相談体制の整備に係る費用
- ・法務相談等の対応に係る満足度

(4) 調査の時期

令和3年8月～9月（調査時点：令和2年度間又は令和3年3月31日）

(5) 調査方法

電子メールによる配布収集